

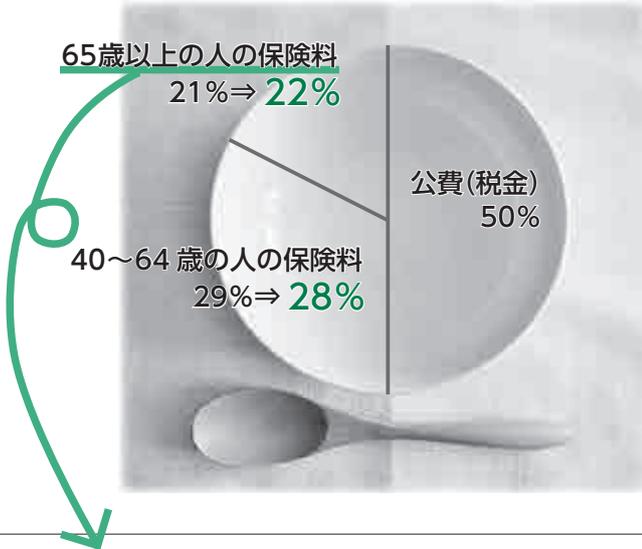
# 平成27年度から介護保険制度が変わります

平成27年4月

## 介護保険料が変わります

介護保険制度の見直しにより、介護保険財源の負担割合が65歳以上の人は22%、40歳～64歳の人は28%に変更されます。また、今後増える介護給付費などを推計した上で、平成27年4月から3年間の保険料を見直します。

【介護保険財源】



伊賀市で必要な介護サービスの総費用 × 65歳以上の人の負担分 (22%)

市内に住む65歳以上の人数

伊賀市の65歳以上の人の保険料の基準額(年額)  
(平成27～29年度)

※市の介護サービス費用がまかなえるように算出しています。

平成27年4月

## 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)の入所基準が変わります

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)への新規入所は、原則として要介護3以上の入所です。

ただし、すでに入所している要介護1・2の人や、制度改正後に要介護1・2の状態に改善した場合、継続入所可能とする経過措置がとられます。

また、制度改正後に要介護3以上で新規入所したのち要介護1・2に状態が改善した場合でも、やむ

を得ない事情により、特別養護老人ホーム以外での生活が著しく困難であると認められる場合は、引き続き特例的に継続入所が可能です。なお、要介護1・2の人であっても、やむを得ない事情により、特別養護老人ホーム以外での生活が著しく困難であると認められる場合には、特例的に入所が認められる場合があります。



【問い合わせ】 介護高齢福祉課

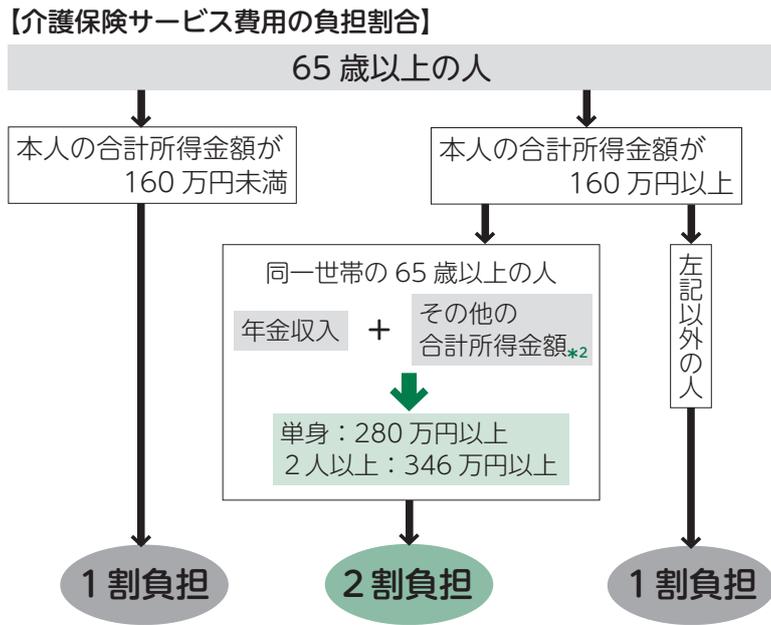
☎ 26・3939 FAX 26・3950

平成27年8月

一定以上の所得がある  
65歳以上の人は  
自己負担が2割に

一定以上の所得\*のある人がサービスを利用したときの自己負担が、1割から2割になります。  
※認定者全員に自己負担の割合(1割または2割)を記載した「介護負担割合証」を発行します。

\*1 本人の合計所得金額が160万円以上で、同一世帯の65歳以上の人の年金収入+その他の合計所得金額が単身世帯で280万円以上、2人以上世帯で346万円以上



\*2 その他の合計所得金額…給与収入、事業収入などから給与所得控除、必要経費を控除した額

平成27年8月

高額介護サービス費の  
一部の上限額が  
新しくなります

高額介護サービス費は、同じ月に利用した介護保険の利用者負担が一定額を超えたときに支給されます。

この利用者負担段階区分(所得などに応じた区分)に「現役並み所得者(同一世帯に課税所得145万円以上の人がいて、年収が単身383万円以上、2人以上で520万円以上)」を新設し、上限額を設定します。

【現行の段階区分】

利用者負担段階区分	限度額
一般	37,200円
住民税非課税世帯	24,600円
○公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の人 ○高齢福祉年金の受給者	15,000円(個人)
生活保護の受給者など	15,000円(個人)

改正後…

利用者負担段階区分	限度額
現役並み所得者	44,400円
一般	37,200円

平成27年8月～

施設・短期入所サービス(ショートステイ)を利用する所得が低い人の  
食費・居住費軽減の  
適用要件が変わります

所得が低い施設利用者のうち、別世帯の配偶者が市民税課税者である場合、または預貯金などが一定額(単身1,000万円、夫婦2,000万円)を超える場合は、食費・居住費の軽減はありません。

▼平成27年7月まで  
所得要件…住民税非課税世帯

▼平成27年8月から  
所得要件…住民税非課税世帯(別世帯に配偶者がいる場合は、別世帯の配偶者も住民税非課税) 資産要件…預貯金などが一定額以下



平成27年8月

## 高額医療・高額介護合算制度の 限度額が変わります

年間の医療費と介護サービス費の自己負担（それぞれのサービスの限度額適用後の自己負担）が一定の限度額を超えたときに支給される「高額医療・高額介護合算制度」の限度額が、平成27年8月の計算期間分から変更されます。（70歳未満の人のみ変更）



【高額医療・高額介護合算制度の負担限度額（8月～翌年7月）】

所得 (基礎控除後の総所得金額など)	70歳未満の人		
	～平成26年7月	平成26年8月～ 平成27年7月	平成27年8月～
901万円超	126万円	176万円	212万円
600万円超 901万円以下		135万円	141万円
210万円超 600万円以下	67万円	67万円	67万円
210万円以下		63万円	60万円
住民税非課税世帯	34万円	34万円	34万円

平成29年4月までに開始

## 介護予防・日常生活支援総合事業 (新しい総合事業) が始まります

介護保険法の改正により、介護予防給付（要支援1・2の人向け）の「介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス）」と「介護予防通所介護（デイサービス）」を、「介護予防・日常生活支援総合事業」へ移行します。

### 予防給付によるサービス

※①②以外は従来どおり

- ① 訪問介護
- ② 通所介護

移行

### 介護予防・日常生活支援総合事業 (新しい総合事業によるサービス)

- 訪問型サービス：多様な担い手による生活支援
- 通所型サービス：ミニデイなどの通いの場  
運動・栄養・口腔ケアなどの教室  
介護事業所による訪問型・通所型サービス
- 生活支援サービス（配食・見守りなど）



【問い合わせ】 介護高齢福祉課 ☎26-3939 FAX26-3950